2　市町村は、前項の規定による交付の申請があつたときは、第四項各号に掲げる事項を記載した資格確認書を、申請者に有効期限を定めて交付しなければならない。この場合において、資格確認書は、その世帯に属する被保険者であつて、電子資格確認（法第三十六条第三項に規定する電子資格確認をいう。第七条の三第二項第二号及び第二十四条の五第一項第三号において同じ。）を受けることができない状況にあるものごとに作成するものとする。

3　前項の有効期限は、交付の日から起算して五年を超えない範囲内において市町村が定めるものとする。

4　法第九条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　被保険者の氏名、性別及び生年月日

二　世帯主の氏名

三　被保険者記号・番号及び保険者番号並びに交付者又は保険者の名称

四　国民健康保険の適用開始の年月日又は資格取得の年月日及び資格確認書の交付年月日

五　一部負担金の割合及び発効期日（七十歳に達する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後である被保険者であつて、高齢受給者証（第七条の四第一項に規定する高齢受給者証をいう。）を交付されないものに係るものに限る。）

六　有効期限

七　その他市町村が定める事項であつて申請者が記載を求めたもの

（資格確認書の再交付及び返還）

第七条　世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る資格確認書を破り、汚し、又は失つたときは、第一号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第二号に掲げる書類（当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請することができる。

一・二　（略）

2　資格確認書を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その資格確認書を添えなければならない。

3　市町村は、第一項の規定による申請があつたときは、資格確認書を世帯主に再交付しなければならない。

4　世帯主は、資格確認書の再交付を受けた後、失つた資格確認書を発見したときは、直ちに、発見した資格確認書を当該世帯主が住所を有する市町村に返還しなければならない。

5・6　（略）

（資格確認書の検認又は更新）

第七条の二　市町村は、期日を定め、資格確認書の検認又は更新をすることができる。

2　世帯主は、前項の検認又は更新のため、当該世帯主が住所を有する市町村に資格確認書の提出を求められたときは、遅滞なく、これを当該市町村に提出しなければならない。

（被保険者証の再交付及び返還）

第七条　世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第二号に掲げる書類（当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請しなければならない。

一・二　（略）

2　被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。

（新設）

3　世帯主は、被保険者証の再交付を受けた後、失つた被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を当該世帯主が住所を有する市町村に返還しなければならない。

4・5　（略）

（被保険者証の検認又は更新）

第七条の二　市町村は、期日を定め、被保険者証の検認又は更新をすることができる。

2　世帯主は、前項の検認又は更新のため、当該世帯主が住所を有する市町村に被保険者証の提出を求められたときは、遅滞なく、これを当該市町村に提出しなければならない。